

**（仮称）稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの意見**

- 1 風力発電設備No. 15の設置場所は、土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林に指定されている区域内であり、当該設備の設置に伴う保安林の伐採により土砂の流出や林地の崩落が発生するおそれがあることから、風力発電設備の配置を再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 2 風力発電設備No. 15～21の設置場所は、保安林及び馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域に指定されている区域内であり、当該区域内では動植物の重要な種の生息・生育が確認されている。当該設備の設置やそれに伴う道路の敷設により、これらの動植物の生息・生育環境を含む生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置や道路の敷設ルートを再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 3 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果において、沿道Aの騒音レベルが現況値から4デシベル増加し、環境基準値を超過すると予測されており、当該沿道の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 4 施設の稼働に伴う将来の騒音の予測結果において、水亦地区の騒音レベルが現況値から最大15デシベル増加すると予測されており、同地区の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等を再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 5 造成等の施工に伴う水の濁りに係る環境保全措置として、「沈砂池は、容量に余裕を持たせ、適切な数を設置する。」としているが、融雪による増水も考慮する必要があることから、雨水に加え融雪水も考慮した沈砂池の設計を行うなど、適切な濁水対策を講じること。
- 6 風力発電設備No. 29については、施設の稼働により以下の環境影響が考えられることから、配置を再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。  
（1）風車の影の予測結果において、当該発電設備に最も近い水亦地区の1日最大

時間が参照する指針値を超えており、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。

- (2) 一般鳥類の空間飛翔調査において、全調査地点で確認された1,104個体のうち、当該発電設備の設置場所では最も多い508個体を確認されており、バードストライクの発生する可能性が高い。

- 7 ヤマコウモリ及びヒナコウモリに係るブレード・タワーへの接近・接触について、風速7m/s以上になると高空ではほとんど飛翔しないことから影響は小さいと予測しているが、風力発電設備のカットイン風速が3m/sであるため、風速7m/s未満であってもブレードは回転しており、バットストライクの発生する可能性があることから、具体的な環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 8 鳥類調査においてハイタカ、フクロウ、オオアカゲラ、クロジの営巣や繁殖の可能性が示唆されており、繁殖への影響が懸念されることから、工事の実施時期に配慮するなどの環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 9 クマタカは、猛禽類調査において最も多く確認されており、対象事業実施区域及びその周辺が行動圏内となっている。本種の旋回又は旋回上昇が確認されている風力発電設備No. 4、20、29、31周辺のエリアは、上昇気流が発生しやすく、本種の利用率が高いと考えられ、バードストライクの発生する可能性が高いことから、風力発電設備の配置を再検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- 10 事後調査計画における環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応として、大気環境については専門家の助言等を踏まえ原因の分析を行い、状況に応じて適切な対策を講じるとし、動植物については専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じるとしているが、これらの対策や措置の内容が不明であることから、環境影響評価書に具体例を記載すること。